

岡山県は電子契約を導入します！

○電子契約の導入について

岡山県では、契約手続きの効率化や契約コストの削減を図るため、可能なもの（※）から順次電子契約を導入します。

（導入時期）本庁は令和7年8月1日、県民局・出先事務所等は11月1日以降の契約

＜対象外となる契約＞

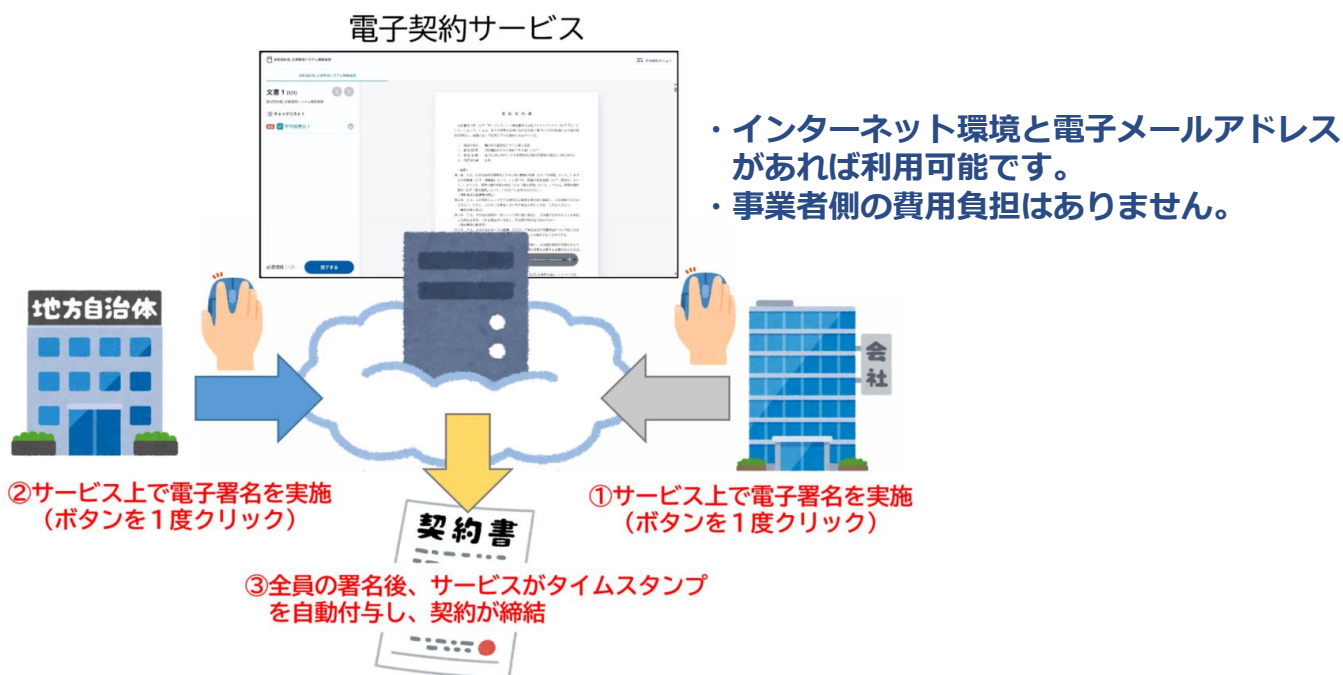
- ・法令等の規定により書面による契約書の作成を要する契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・期間の定めのない契約及び自動更新条項が設けられた契約
- ・契約相手方が電子契約による契約の締結を希望しない契約

※対象となる契約については、落札・決定後、担当課から個別にご案内します。

なお、工事関係契約等については、今後の導入に向け調整中です。

○電子契約とは？

従来、紙に押印して取り交わされていた契約書に代わり、契約内容を記した電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



○電子契約のメリット

- ・契約手続上の効率化と事務的負担軽減（契約書の作成作業、郵送・来庁等の不要化）
- ・契約に係るコスト削減（収入印紙代、郵送料等の削減）
- ・重要文書管理上のリスク低減（災害による書類消失の防止等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
収入印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

○電子契約の流れ



○電子契約利用申出書の提出について

岡山県との契約において、電子契約の利用を希望する場合は、契約ごとに「電子契約利用申出書」の提出が必要となります。

契約が決定した後、契約担当課から個別にご案内いたします。

○事業者向けオンライン説明会について

導入に先立って、事業者の皆様に向けたオンライン説明会を下記のとおり実施いたします。
なお、参加人数に限りがあるため、上限に達した回につきましては申込受付を終了する場合があります。（後日、説明会の動画を県ホームページに掲載予定）

1 日時

- (1)令和7年7月15日（火曜日） 10時00分～11時30分
- (2)令和7年7月15日（火曜日） 13時30分～15時00分
- (3)令和7年7月16日（水曜日） 10時00分～11時30分
- (4)令和7年7月16日（水曜日） 13時30分～15時00分

（全4回・内容は全て同じです。ご都合のつく回にご参加ください。）

2 実施方法

Zoomを使用したオンライン開催

3 参加申込方法

岡山県電子申請サービス（下記URL又は右のQRコード）によりお申込みください。

後日申込のあったメールアドレス宛に、視聴用のURLを送信します。

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48024



○お問い合わせ先

岡山県総務部デジタル推進課デジタル推進班

電話番号（直通）086-226-7432